



2025 年 7 月 7 日

各 位

会 社 名 日産自動車株式会社
代 表 者 名 代表執行役社長兼最高経営責任者
イヴァン エスピノーサ
(コード番号 7201 東証プライム)
問 合 せ 先 IR 部 理事 ジュリアン クレル
(TEL 045-523-5523)

2031 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、2019 年 6 月 25 日開催の当社取締役会決議による委任に基づき、本日、当社代表執行役社長兼最高経営責任者の決定により、2031 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行を決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

1933 年に設立した当社グループ（当社と当社の子会社、関連会社及び当社のその他の関係会社を指します。）は、自動車の製造・販売及び関連事業を日本、北米、中国などの主要市場を中心に世界的に展開しており、コーポレートパーパス「人々の生活を豊かに。イノベーションをドライブし続ける」を掲げて事業を運営しております。

自動車事業では、当社グループの 2024 年度の自動車の総販売台数は 3,346 千台に上り、日本国外での販売台数はそのうちの 80%以上を占めております。日本ではノート、中国ではキャッシュカイ、北米ではログ及びアルティマなどの主要モデルを初めとして、軽乗用車から大型 SUV まで多種多様な商品ラインナップを揃えております。

また、販売金融事業では、自動車事業の販売活動を支援するために、販売金融サービス及びリース事業を行っています。

当社は、長期ビジョン「Nissan Ambition 2030」の実現に向け、グローバルプレイヤーとして、世界中のお客さまに対して、「ワクワクするモビリティ」を通じて移動の可能性と社会の可能性を広げることを目指しています。現在、自動車業界は 100 年に一度の大変革期の中にあり、地球温暖化による環境問題、さらには世界各地の地政学的な問題など、さまざまなリスクにも直面しています。多くの国や地域でカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みが進められていますが、その内容やス

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

ピードは異なり、電気自動車へ移行するペースも一定ではありません。また、中国 OEM や EV 専門メーカーの台頭に見られるように市場は激しく急速に変化し続け、お客さまのニーズもますます多様化しています。

このような状況下において、2024 年度、当社は会社資産の見直しを含む包括的な状況評価を実施し、主要市場における生産資産の減損処理を決定し、リストラクチャリング費用などの一時コストも計上しました。このような 2024 年度の業績、上記の急速な市場環境の変化や米国関税動向などに対応すべく、2025 年 5 月、当社は、経営再建計画である「Re:Nissan」を発表し、業績改善を図るとともに、先行き不透明な市場に対応すべく、戦略的な活動を進めています。当社が今後実施することを企図している主な施策は以下の通りです。

① 横断的かつ迅速な意思決定が可能な新経営陣による経営再建計画「Re:Nissan」の実施及び CEO がリードする Steering Committee によるモニタリング

② 2026 年度までに総額 5,000 億円の変動費及び固定費を削減（2024 年度実績対比）

③ パートナシップによる補完が可能にする、地域・セグメント別に細分化及び明確化された開発戦略、当社の心臓の鼓動を象徴するアイコン的なモデルを軸に展開する商品戦略及び市場ごとに優先順位を付けた主要市場戦略

④ 日産リーフに始まる電動化ノウハウに支えられた、2028 年度の自社開発全固体電池を搭載した EV の市場投入を企図した電動化・知能化投資

⑤ 経営再建計画を後押しする潤沢な自動車事業の流動性に加え、資産売却、持合い株式の解消、販売金融事業からの配当、社債調達を含めたファイナンスを通じた更なる流動性向上

当社を取り巻く厳しい事業環境の中でも、上述した経営再建計画の着実な推進及び中長期的な将来成長に向け、多様な資金調達方法を検討した結果、低コストでの調達が可能かつ希薄化を抑制することで既存株主にも配慮した本新株予約権付社債が最適であると考え、その発行を決定いたしました。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による手取金約 1,499 億 2,000 万円については、「クリーンで、安全で、インクルーシブな、誰もが共生できる世界の実現」を推進して目指す「Nissan Ambition 2030」の下、電動化やソフトウェア・ディファインド・ビークルなどの新しい商品・技術の開発資金として 2030 年度までに充当する予定です。

当社の長期ビジョン「Nissan Ambition 2030」では 2030 年までに数多くのワクワクする電動車とイノベーションを提供することを目指しており、電動車ラインナップの拡充、より多くの人の自由な移動を実現するモビリティの革新、モビリティとその先に向けたグローバルなエコシステムを構築することに注力しております。また、「Nissan Ambition 2030」は 2050 年までに製品のライフサイク

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

ル全体でカーボンニュートラルを実現するという当社の目標を支えるものです。本新株予約権付社債の発行による調達資金も用いて、当社が中長期的に目指すこれらの目標の達成を目指してまいります。

【本新株予約権付社債発行の狙い】

当社は上記資金を確保する上で、以下のような特徴を有する本新株予約権付社債が最適であると判断いたしました。

① 本新株予約権付社債は社債金利の支払負担が少なく、今般の資金調達に伴う金利コストの発生を抑制でき、資金調達コストを最小化することが可能です。また、これによりグループ全体の資金調達手法の多様化を図ります。

② 本新株予約権付社債に時価を上回る転換価額を設定することで、当面の1株当たり利益の希薄化を抑制する効果が期待できます。

③ 「Re:Nissan」を通じたコスト構造改革及び中長期的な売上成長により、将来的に株価が転換価額を上回り、本新株予約権付社債が株式へ転換された場合においては、一段の資本増強がなされることとなります。

④ 加えて、本新株予約権付社債に発行4年後に行使可能となるプット条項を付与することで、既存株主に配慮した、相対的に高い転換プレミアムを追求することが期待できます。

⑤ 社債や第三者からの借入の償還・返済スケジュールに鑑みて、償還年限を6年に設定しています。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

記

2031 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行

1. 社債の名称

日産自動車株式会社 2031 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の 100%（各本社債の額面金額 1,000 万円）

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

2025 年 7 月 25 日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

5. 募集に関する事項

(1) 募集方法

Mizuho International plc、Merrill Lynch International、Morgan Stanley & Co. International plc、Citigroup Global Markets Limited 及び SMBC Bank International plc を共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額個別買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは、引受契約書の締結日の翌日午前 8 時（日本時間）までに行われるものとする。

(2) 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の 102.5%

6. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数 100 株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記（4）記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債の保有者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

(2) 発行する新株予約権の総数

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

15,000 個

(3) 新株予約権の割当日

2025 年 7 月 25 日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

- ① 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- ② 転換価額は、当初、当社の代表執行役社長兼最高経営責任者又はその代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記 5.(1) 記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日（2025 年 7 月 9 日を予定しているが変更する可能性がある。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値に 1.0 を乗じた額を下回ってはならない。
- ③ 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{発行又は} & & \times & \text{1 株当たりの} \\ & & & & \text{処分株式数} & & & \text{払込金額} \\ & & & & & & & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}} & \times & \frac{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}} & \times & \frac{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}} \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} & & & & & & \\ & & & & & & & & \end{array}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額と

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

する。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6)新株予約権を行使することができる期間

2025年8月8日から2031年7月1日まで(本新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間)とする。但し、①下記7.(4)①乃至⑤記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、下記7.(4)②において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②下記7.(4)⑥記載の本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が下記7.(9)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託されたときまで、③下記7.(5)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却されるときまで、また④下記7.(6)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2031年7月1日(本新株予約権の銀行営業終了時行使の為に本社債が預託された場所における現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等(下記7.(4)③に定義する。以下同じ。)を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権付社債権者は、預託日(以下に定義する。)が、本社債の利息の支払に係る基準日(同日を含む。)から利払日(下記7.(2)②に定義する。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

「預託日」とは、下記 7.(9)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人に本新株予約権付社債券(下記 7.(7))及びその他行使請求に必要な書類が預託され、かつ、その他行使請求に必要な条件が満足された日をいう。

(7)その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(8)当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

- ① 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本①に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社(以下「受託会社」という。)に対して下記 7.(4)③(b)記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- ② 上記①の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

イ 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

ロ 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)③と同様の調整に服する。

(i) 一定の合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領させる。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

ヘ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

ト 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

チ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

リ その他

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売却は行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- ③ 当社は、上記①の定めに従い本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書（以下「信託証書」という。）に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

（9）新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

（1）社債の総額

1,500 億円

（2）社債の利率

① 利率

本社債の利率は、当社の代表執行役社長兼最高経営責任者又はその代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、本社債の額面金額に対して年率 0.25%以上 1.0%以下とする。

② 利息の支払方法及び期限

本社債の利息は、毎年7月15日及び1月15日（以下それぞれを「利払日」という。）に半年分が後払いされるものとする。各本社債の利息は、①当該本社債に係る本新株予約権が行使された場合には、当該行使の効力発生日の直前の利払日（かかる利払日がない場合には払込期日）以降又は②本社債が償還された場合には、償還日以降、これを付さない。但し、②の場合において、本社債に係る支払が不当に留保又は拒絶された場合は、この限りでない。

（3）満期償還

2031年7月15日（償還期限）に本社債の額面金額の100%で償還する。

（4）本社債の繰上償還

① クリーンアップ条項による繰上償還

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

本①の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債（以下「残存本社債」という。）の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額に当該償還日（同日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還することができる。

② 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記（12）①記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社はその選択により、いつでも、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額に当該償還日（同日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記（12）①記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記（12）①記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

③ 組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が生じたが、(a)上記6.（8）①記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して東京における14営業日以上前に通知（かかる通知は取り消すことができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本社債1券面当たり、(i)各本新株予約権付社債の募集価格から各本社債の額面金額を差し引いた額に、(ii)上記償還日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの日数を払込期日（同日を含む。）から満期日

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

(同日を含まない。)までの日数で除した数を乗じ、これに各本社債の額面金額を加えた額に当該償還日(同日を含まない。)までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

「組織再編等」とは、当社の株主総会決議(株主総会決議が不要な場合は、代表執行役社長兼最高経営責任者の決定)により(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債若しくは本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に取り受けられることとなるものが承認されることをいう。

④ 上場廃止等による繰上償還

(i) 金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書又はその訂正届出書その他(以下「公開買付届出書等」という。)で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は取り消すことができない。)したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、本社債1券面当たり、(a)各本新株予約権付社債の募集価格から各本社債の額面金額を差し引いた額に、(b)上記償還日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの日数を払込期日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの日数で除した数を乗じ、これに各本社債の額面金額を加えた額に、当該償還日(同日を含まない。)までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。上記にかかわらず、当社又

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由（下記⑤に定義する。）を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本④記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該60日間の最終日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知（かかる通知は取り消すことができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、本社債1券面当たり、(a) 各本新株予約権付社債の募集価格から各本社債の額面金額を差し引いた額に、(b) 上記償還日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの日数を払込期日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの日数で除した数を乗じ、これに各本社債の額面金額を加えた額に、当該償還日（同日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

⑤ スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の代表執行役社長兼最高経営責任者の決定がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に）通知（かかる通知は取り消すことができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における14営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、本社債1券面当たり、(a) 各本新株予約権付社債の募集価格から各本社債の額面金額を差し引いた額に、(b) 上記償還日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの日数を払込期日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの日数で除した数を乗じ、これに各本社債の額面金額を加えた額に、当該償還日（同日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

⑥ 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2029年7月17日（以下「本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日」という。）に、その保有する本社債を額面金額の100%の価額に、当該償還日（同日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日に先立つ30日以上60日以内の期間中に本新株予約権付社債の要項に定める手続に従い償還通知書を下記（9）記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託することを要する。

⑦ 当社が上記①乃至⑤のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない（但し、上記②において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。）。

また、当社が上記③若しくは⑤に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記④（i）乃至（iv）記載の事由が発生した場合には、以後上記①乃至②に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

また、当社が上記④記載の償還義務及び上記①乃至⑤記載の償還義務の両方を追うこととなる場合、上記②又は⑤の手続が適用されるものとする。また、当社が上記①乃至⑤のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合には、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日前に当該通知が行われている限り、当該通知と上記⑥に基づく通知の先後関係にかかわらず、上記⑥に優先して上記①乃至⑤に基づく繰上償還の規定が適用される。

（5）買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

（6）期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額にその支払が行われる日までの未払経過利息を付して直ちに償還しなければならない。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

(7) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。

(8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(9) 新株予約権付社債に係る財務・支払・譲渡・新株予約権行使請求受付代理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.（主支払・新株予約権行使請求受付代理人）

(10) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

(11) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(12) 財務上の特約

① 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

② 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、（イ）外債（以下に定義する。）に関する支払、（ロ）外債に関する保証に基づく支払又は（ハ）外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、あらかじめ又は同時に（a）かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を、受託会社の満足する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議（本新株予約権付社債の要項に定義される。）により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合又は（b）その他の担保若しくは保証を、受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りで

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

ない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、(i) 外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建でその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ(ii) 日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

(13) 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

(14) 新株予約権付社債に係る社債管理者

本社債に係る社債管理者は定めないものとする。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

9. その他

当社株式に関する安定操作取引は行わない。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

【ご 参 考】

1 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金約 1,499 億 2,000 万円については、「クリーンで、安全で、インクルーシブな、誰もが共生できる世界の実現」を推進して目指す「Nissan Ambition 2030」の下、電動化やソフトウェア・ディファインド・ビークルなどの新しい商品・技術の開発資金として 2030 年度までに充当する予定です。

当社の長期ビジョン「Nissan Ambition 2030」では 2030 年までに数多くのワクワクする電動車とイノベーションを提供することを目指しており、電動車ラインナップの拡充、より多くの人の自由な移動を実現するモビリティの革新、モビリティとその先に向けたグローバルなエコシステムを構築することに注力しております。また、「Nissan Ambition 2030」は 2050 年までに製品のライフサイクル全体でカーボンニュートラルを実現するという当社の目標を支えるものです。本新株予約権付社債の発行による調達資金も用いて、当社が中長期的に目指すこれらの目標の達成を目指してまいります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置付けております。株主還元は、配当を中心に行い、手元資金の水準、利益及びフリーキャッシュフローの実績や見通し、将来に向けた必要投資等を勘案しつつ、安定的な配当を行うことを目指しております。

当社は、定款において会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当をすることができる旨を定めており、配当決定機関は、9 月 30 日を基準日とした中間配当は取締役会、期末配当は株主総会です。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」の通りです。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

(3) 内部留保資金の使途

今後の事業展開の備え及び研究開発費用等に投入して行く予定です。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
1株当たり連結当期純利益又は 1株当たり連結純損失(△)	56.67円	110.47円	△187.08円
1株当たり年間配当金 (内、1株当たり中間配当金)	10.00円 (0.00円)	20.00円 (5.00円)	0.00円 (0.00円)
実績連結配当性向	17.6%	18.1%	—
自己資本連結当期純利益率	4.6%	7.7%	△12.3%
連結純資産配当率	0.8%	1.4%	—

(注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しております。

2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

3. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本(期首の新株予約権控除後の連結純資産の部合計と期末の新株予約権控除後の連結純資産の部合計の平均)で除した数値です。

4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期末)で除した数値です。

3 その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未確定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

(注) 当社により選定された当社及び当社グループ会社の執行役、執行役員及び一部の使用人、並びに当社グループ会社の取締役(社外取締役を除く。)に対する報酬を目的とする自己株式処分による譲渡制限付株式の発行については記載しておりません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
始 値	538.1 円	508.2 円	612.5 円	384.0 円
高 値	577.6 円	712.5 円	616.3 円	387.0 円
安 値	408.1 円	472.2 円	337.6 円	306.1 円
終 値	501.1 円	608.3 円	378.7 円	354.3 円
株価収益率（連結）	8.84 倍	5.51 倍	△2.02 倍	—

（注） 1. 2026 年 3 月期の株価については、2026 年 7 月 4 日現在で表示しております。

2. 株価収益率（連結）は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2026 年 3 月期については、未確定のため記載しておりません。

3. 株価は全て、株式会社東京証券取引所市場第一部・プライム市場における当社普通株式の株価です。

（４）ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日から、払込期日後 90 日間を経過するまでの期間中、幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を受領する権利を付与された有価証券の発行等を行わない旨を合意しております（但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による新株式発行等、当社のストック・オプション制度に基づく新株予約権の発行、株式分割による新株式発行等、当社が 2025 年 2 月 13 日に公表した戦略検討による新たなパートナーシップの機会の追求に伴う新株式発行等、Renault S.A に対してその当社持株比率を維持するために行いうる本新株予約権付社債と同等の新株予約権付社債の発行（又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の行使に応じた新株式発行等）その他日本法上の要請による場合を除く。）。

（５）外貨建無担保普通社債の発行について

当社は、本新株予約権付社債の発行と同時に、米ドル建及びユーロ建無担保普通社債（以下「本外貨建普通社債」という。）の発行について決定しています。但し、本新株予約権付社債の発行は本外貨建普通社債の払込完了を前提条件とするものではなく、本外貨建普通社債の発行も本新株予約権付社債の払込完了を前提条件とするものではありません。

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。